

令和7年度 持ち帰り容器申込書兼誓約書

当店は、札幌市環境局の食品ロス削減事業に協力するにあたり、裏面に記載のある遵守事項及び厚生労働省が作成した「消費者及び事業者に向けた食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン※」（以下、「ガイドライン」という）を理解し、遵守することを誓約します。

※消費者及び事業者に向けた食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン

（厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/content/001363933.pdf>）

・利用店舗名	
・責任者名	
・容器送付先 住所	(札幌市が持ち帰り容器を送付する住所) 〒
・使用店舗 住所	(持ち帰り容器を利用者へ配布する店舗の住所※上記と同様の場合は記入不要) 〒
・電話番号1	(使用店舗の電話番号)
・電話番号2	(責任者の電話番号等、日中に連絡が可能な番号※電話番号1と同様の場合は記入不要)
・その他 連絡先	(メールアドレスやFAX番号がある場合はご記入ください)
・持ち帰り 容器申込数	(希望数を○で囲んでください) 10個 · 30個 · 50個 · 100個
・掲載可否	(札幌市公式ホームページに食品ロス削減協力店として掲載可能かどうか。○で囲んでください) 掲載可 · 掲載不可

【持ち帰り容器配布の遵守事項】



- 配布された持ち帰り容器は、店舗の利用者がどうしても食べきれなかった食品のうち、十分に加熱されたものを、利用者が自己責任で持ち帰る際に提供します。
- 利用者に持ち帰り容器を提供する際は、衛生上の注意事項等、ガイドラインの内容を説明し、自己責任での持ち帰りに理解を得られた場合のみ提供します。
- ガイドラインに従っても、完全に食中毒を防げるわけではないこと、及び当店に課せられている衛生的責任について理解しています。
- 持ち帰り容器の提供に関し、札幌市に一切の責任を問いません。
- 配布終了後、札幌市の実施する食品ロス削減に関するアンケートに協力します（※アンケートは終了時期に札幌市から改めて連絡するものとなります）。